

仕様書

1 件名

3次元画像解析システム及び検像システム業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

名古屋市北区平手町1丁目1番地の1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

4 業務委託の目的

西部医療センター（以下「委託者」という。）における当該システムが、正常かつ円滑に稼働することができるよう保守業務を実施するもの。

5 作業計画・体制の報告

本仕様書に基づく保守作業計画書及び体制表をあらかじめ担当者へ提出するとともに十分な説明を行わなければならない。

6 業務時間帯

月曜日から金曜日までの9:00から17:40までとする。ただし、国民の祝日（国の定める振替休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。受付は24時間365日とする。

7 委託内容および保守対象

別記「保守内容」のとおりとする。

8 不良部品の交換と費用負担範囲

本業務の履行に当たり部品交換の必要が生じた場合、別記「保守内容」に記載するハードウェア及びソフトウェアについて、その故障部品及び定期点検時に使用する定期交換部品は全て受託者の負担とする。

9 リモートメンテナンス

受託者は本業務を遂行するために、回線を利用したリモートメンテナンスを行うこと

ができる。リモートメンテナンスを実施する場合、委託者にリモートメンテナンス開始を連絡し、委託者の承認を受けた後に実施するものとする。また、リモートメンテナンスが終了した場合、委託者に実施結果の報告を行うものとする。

1 0 保守適用除外項目

- (1) 本仕様書に含まれない機器の保守
- (2) 取扱上の不注意により生じた機器の障害復旧
- (3) 現地障害対応に係る修理部品及び定期交換部品以外の部品の供給
- (4) バッテリー等の有償の消耗部品
- (5) 記憶媒体を含む消耗品の供給
- (6) 天災地変その他制御できない事由により生じたシステムの障害への対応
- (7) その他、別記「保守内容」のとおりとする。

1 1 報告書の提出等

(1) 報告書

本仕様書に基づく作業を行った場合、以下に掲げる報告書を担当者の指示に応じて提出すること。ただし、報告書類が既に担当者へ提出されている等の理由で重複する場合その他担当者が必要でないと認めたときは、報告書の提出を省略することができる。その他担当者が必要と認めるものについては、個別に協議のうえ決定するものとする。

ア 作業完了報告書

イ その他保守業務を履行したことが確認できる書類

(2) 提出場所

西部医療センター内情報管理室とする。

1 2 検査および委託料の支払い

業務の完了後に、委託者が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。

受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。

1 3 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた

場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

1.4 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない詳細な事項については、個別に協議のうえ決定するものとする。
- (2) リモートによるアクセス記録について、委託者から提出の要請があった場合は速やかに報告書を提出するものとする。
- (3) 本仕様書に定めるほか、受託者はその他関係法規に従うこと。
- (4) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

(別記)

保守内容

1 保守対象

3次元画像解析システム及び検像システム 一式

(内訳)

1	SYNAPSE VINCENT	SYNAPSE VINCENT サーバ	1
		リモコン回線維持費 (VPN)	1
		UPS_APC SRT2400XLJ パック	1
2	SYNAPSE VINCENT	VINCENT 増設サーバ	2
3	SYNAPSE VINCENT	VINCENT NAS	1
4	SYNAPSE	障害自動監視サービス	1
	障害自動監視対象台数		4
5	SYNAPSE VINCENT	VINCENT クライアント WS	6
6	SYNAPSE QA/GW	SYNAPSE QA PC_2M カラー 1面	3
		UPS FMS2/FMS60 系	3
7	増設モニタ	増設モニタ_1M	3
8	Quartina		2
9	AOC7 ソフトウェア		4
	PP-100 III		3
	Preludio オプション		4
	MWM オプション		4
	AOC用 PC		4
	Connecicut		2

2 保守委託内容

(1) 定期点検

定期点検は、システムの正常かつ円滑な稼働を維持するため、契約期間中に2回以上、受託者の従業員又は受託者が指定する者を派遣して行うものとする。なお、定期点検の実施日時については、事前に協議のうえ定めるものとする。

(2) 故障等の修理対応

システムに万一不具合が生じた場合、その復旧を図るため、センターの要請により、速やかに受託者の従業員又は受託者が指定する者を派遣して必要な修復作業を行うものとする。

(3) リモート・メンテナンス

本業務の実施に当たり、受託者はリモート・メンテナンス装置を設置し、回線を利用した遠隔操作によりシステムの性能及び品質の維持を目的として、必要に応じて障害解析、対応を行うものとする。

リモート・メンテナンスの実施に当たっては、受託者又は受託者が指定する者が行うものとし、センターの承諾を得てから行うものとする。なお、リモート・メンテナンスを実施する受託者の従業員又は受託者が指定する者は必要な技術を有する者に限定するものとする。

(4) その他

受託者は、上記(1)、(2)の業務の前後に必要なと判断した場合、センター職員に対して、システム機器の状態確認、説明、操作指導等を行うものとする。

3 保守対象外事項

保守業務の履行にあたり、以下の事由による故障の修理は対象外とし、このうち受託者が対応可能と判断したものの修理をおこなう場合は別途有償とする。

- ① 委託者の責に帰すべき理由に起因する場合
- ② 火災、風水害、地震、落雷等天災地変その他不可抗力に起因する場合
- ③ 契約した装置の取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱方法を著しく逸脱した使用に起因する場合
- ④ 弊社または弊社指定のもの以外による仕様変更、修理に起因する場合
- ⑤ 他システムやモダリティとの接続作業
- ⑥ 接続するクライアント端末や配信端末の変更や増設などをおこなう場合
- ⑦ マルウェア等の不正プログラム感染やサイバー攻撃などのセキュリティインシデント発生時の対応及び駆除作業、復旧作業、調査などを実施した場合
- ⑧ ネットワーク関連機器、ネットワークケーブルおよびネットワーク起因となる障害対応を実施した場合

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。